

第18回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日時：令和6年（2024年）3月1日（金）午後2時～午後4時

場所：熊本県庁防災センター 3階 314会議室

出席者：※敬称略

委員／内田博文	九州大学名誉教授
小野友道	くまもと南部広域病院理事長（皮膚科） 熊本大学名誉教授
遠藤隆久	熊本学園大学名誉教授 ハンセン病市民学会共同代表
太田 明	菊池恵楓園入所者自治会副会長 （志村 康 菊池恵楓園入所者自治会会長 代理）
中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者 ひまわりの会会長
境 恵祐	国立療養所菊池恵楓園園長
大濱賢彦	熊本地方法務局人権擁護課長
柳田壽昭	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長
小夏 香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長

※紫藤千子委員（一般社団法人熊本県社会福祉士会 社会福祉士）は所用により欠席

事務局／砥上若菜	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 課長補佐
柴田佳与子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 主幹（総務・特定疾病担当）
岡本恵梨香	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課 総務・特定疾病班 主事
緒方友希	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課 指導主事
那須 豊	熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課 主幹（啓発担当）
西 章男	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」 副センター長・相談員

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和5年度（2023年度）の下半期実績報告及び令和6年度（2024年度）事業計画について
 - (2) その他

第18回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

(事務局)

ただいまから第18回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を開催いたします。開会にあたりまして熊本県健康づくり推進課長 小夏がご挨拶いたします。

(小夏課長)

健康づくり推進課の小夏でございます。本日はお忙しい中、ハンセン病問題啓発推進委員会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から本県が実施しております、様々なハンセン病問題啓発活動等につきましてもご支援ご協力をいただき、この場をお借りしまして、改めて感謝申し上げます。

今日の会議でございますが、前回10月11日に開催をさせていただいておりますが、その時、先生方からいただきました普及啓発についてのご意見を参考に、今年度下半期の事業を取り組ませていただいております。

本日はこの今年度下半期の実績の報告と令和6年度の取り組みにつきましてご説明をさせていただきます。その中でまた先生方からのご意見をいただければと考えております。また、今年度はハンセン病元患者家族補償金支給の請求期限まで残り1年を切る年となりました。対象となる回復者のご家族の方への制度周知もしっかりと力を入れていきたいと思っております。こちらはりんどう相談支援センターと力を合わせてやって参りたいと考えております。

本日は限られた時間ではございますけれども、忌憚のないご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

これから議題に入らせていただきますが、その前に、各委員の先生のご紹介につきましては、本来であれば、おひとりずつご紹介させていただくべきところではございますが、時間等の都合によりまして、お配りしている委員一覧に代えさせていただきます。なお、紫藤委員につきましては、所用により本日欠席とのご連絡をいただいております。また、志村委員はご欠席でいらっしゃいますので、本日は菊池恵楓園入所者自治会副会長の太田氏に代理でご出席いただいております。

それでは、ここからは委員会の議長は委員長が務めることとなっておりますので、司会を内田委員長にお願いいたします。内田委員長、よろしくお願いいたします。

(内田委員長)

進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入ります。まず、議題(1)令和5年度(2023年度)下半期実績報告及び令和6年度(2024年度)事業計画でございます。

本年度、熊本県が実施するハンセン病問題啓発事業について、事務局から、ご報告をお願いしたいと存じます。りんどう相談支援センターの活動内容についてもご報告をお願いしたいと存じます。一通りご説明いただいた後、ご意見をいただければと思います。よろ

しくお願いいたします。

(事務局(健康づくり推進課))

お手元の資料1で説明させていただきます。資料1は、県健康づくり推進課が実施した事業の令和5年度の実績報告と令和6年度の事業計画についてでございます。令和5年度の実績報告につきましては、今年10月の会議時点で報告済みのものについては省略させていただきますので、主に下半期の実績について説明させていただきます。

まず、1ページでございます。「ハンセン病問題啓発パネル展」につきましては、例年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せまして、ハンセン病問題啓発パネル展を実施しております。令和5年度に引き続き、令和6年度も実施予定であり、県庁地下通路、県庁ロビー、県民交流会館パレアに申し込みを行っている状況です。

次に、「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」につきまして、こちらも令和6年度に向け、県立図書館、県庁ロビー、県民交流館パレアに申し込みを行っている状況です。

次に、2ページでございます。「ふれあい福祉協会補助事業活用事業」につきまして、広く県民にハンセン病問題について知っていただくため、金陽会の作品展を県内各地で実施する取り組みを令和4年度及び令和5年度に実施しました。令和6年度につきましては、まだ未定です。2年続けて金陽会の絵画展をさせていただきましたので、これまでとは異なる形で、例えば演劇や映画の上映などの事業も検討していきたいと考えております。

次に、「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましては、例年夏に一般の方を対象に菊池恵楓園を実際に訪れていただき、ハンセン病問題について学んでいただく事業を実施しております。令和6年度につきましても、7月に小学校高学年・中学生を中心とした親子コース、8月に一般コースを予定し、より大人数の参加者の受け入れや内容について、菊池恵楓園、歴史資料館と協議していければと考えております。

次に、「ハンセン病問題啓発県職員出前講座」につきましては、各所へ通知及び県ホームページへの掲載を実施し、各機関や学校からの要望に応じて実施することとしておりますが、今年度の実施はございません。しかし、県職員出前講座としての申し込みはありませんが、学校での研修や職員研修等への講師の派遣依頼のご相談はあっておりますので、随時、りんどう相談支援センターへ繋いでいるところでございます。令和6年度に向けて、市町村、市町村教育委員会等へ再度周知を図っていきたく思います。

次に、3ページでございます。「ハンセン病問題啓発リーフレットの作成」につきましては、例年、リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成しており、県内の高校1年生や市町村、そして市町村教育委員会に配布しております。今年度につきましても、委員の皆様のご意見を頂戴し、反映させていただきました。3月11日に納品予定のため、現在手元にない状態ではありますが、納品次第、委員の皆様へも送付させていただきます、昨年度と同数を3月下旬までに配布する予定です。

次に、一般向けの啓発だけでなく、職員への啓発も実施しているところです。「熊本県新規採用職員研修等での啓発」につきましては、今年度入庁した新規採用職員に対し、ハンセン病問題について理解を深めるため、また、県職員として最初に学ぶべき事項として新規採用職員の前期研修において講話を実施しました。令和6年度につきましても、新規採用職員研修の4月の前期研修において実施予定です。その他、県職員を対象とした特定

課題研修として、「ハンセン病問題」を提示し、各職員が研修を受講しております。また、民生委員の研修会テーマにも追加させていただきました。また、新型コロナウイルス感染症により実施できておりませんでした。健康福祉部新規採用職員研修におきましても、研修の一部に菊池恵楓園歴史資料館の見学の実施がなされているところです。今年度の参加者は34名でした。

次に4ページでございます。「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらはりんどう相談支援センターの事業となります。令和5年度の事業実施内容につきましては、下記の通りで、詳細は後程センターから説明しますが、相談件数、研修会について、当課から説明させていただきます。

5ページをご覧ください。令和5年度の相談件数は1月末時点で56件、うち家族補償関係は18件、実利用者数は90名、うち家族・回復者関係が24名となっております。家族補償金の申請期限まで1年を切りましたが、昨年度と比較しても相談件数は減少しているところです。対象となる方が「知らなかった」ということが無いよう、市町村広報誌への再度の掲載依頼や庁内でのポスター掲示等できることは行っていきたいと考えておりますので、ぜひ再度の周知活動としてこのようなことをした方が良いのでは等のご意見をいただけますと幸いです。

次に、「令和5年度熊本県ハンセン病問題啓発研修会」についてです。家族補償金申請期限1年を前に「ハンセン病と家族」をテーマに11月25日に熊本テルサにて実施しました。内容は、大きく2部制で、第1部では、入所者が家族を想っていた視点として、菊池恵楓園入所者が作成した詩・短歌を解説やハンセン病の背景を交えて、熊本県立熊本高等学校の放送部の生徒に朗読していただきました。また、第2部では、残された家族が療養所へ入所した家族を想っていた視点として、ハンセン病家族訴訟原告団副団長の黄氏にご講演をしていただきました。現地・オンラインから100名の参加者がありました。参加者からは、『当事者意識を持つこと』、『「わがこと」として再考した』等、他人事ではなく自分事として捉えている声がありました。また、詩・短歌の高校生による朗読について、『心に響いた』、『高校生などの若い方が参加してくれるのは、本当にありがたいと思った』との声がありました。若い世代の参加が少ないため、内容や周知方法を検討し、より多くの方に参加していただく研修会にしたいと思っております。令和6年度につきましては、家族補償金申請期限よりも前の時期に実施を検討しております。こちらにつきましても、実施内容等ご意見いただけますと幸いです。

次に、「熊本県ハンセン病医療・福祉研修会」につきまして、1月24日に菊池恵楓園にて対面で実施しました。境委員、菊池恵楓園福祉課（ケースワーカー）のご講演、歴史資料館見学、監禁室や火葬場跡地の見学の後、中委員にご講演をしていただきました。定員40名に対し、平日で雪の降る日でしたが、看護師、社会福祉士、介護福祉士、学生等38名の参加者がありました。ご講演いただいた皆様、また広報にご協力いただきありがとうございました。この場をお借りして御礼申し上げます。

参加者の感想として、『ウソをついてしか生活できない世界、当たり前前を当たり前でできなかった。この差別、この様な出来事があったことは、この話を聞いた人だけでなく、この勉強をする前の私のようにハンセン病についてあまり理解できていない人に自分も教えていかなければならないと感じました』とありました。令和6年度につきましても同様に実施を検討しております。内容や開催時期の詳細につきましては、菊池恵楓園、

歴史資料館とも協議していきたいと思っております。こちらにつきましても、事業内容等ご意見いただけますと幸いです。

次に、ハンセン病ドキュメンタリー映画上映会「NAGASHIMA～“かくり”の証言～」につきまして、昨日2月29日（木）に、水俣市南部もやい直しセンターおれんじ館で実施し、参加者は51名でした。また、本日3月1日（金）に熊本市国際交流会館で実施いたします。昨日時点での申し込みは105名となっております。学校終了後、勤務終了後にできるだけ多くの方に来ていただくため、両日18時開演としております。また、本日も宮崎賢監督にお越しいただき、ご講演をしていただく予定となっております。

りんどう相談支援センターの活動の詳細につきましては、この後、西副センター長からご説明があります。

最後に8ページの「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。

1つ目「ふるさと訪問事業」につきましては、恵楓園から参加希望があり、11月28日に本県出身の入所者6名を人吉へご案内させていただきました。

2つ目「熊本ふるさと便の送付」は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ熊本県の特産品をお送りするもので、12月に県内療養所に熊本県産デコポンを、県外療養所にはデコポンジュースを計44名分送付させていただきました。

3つ目「県外療養所入所者の方への熊日新聞の送付」は、令和6年度につきましても今年度同様、星塚敬愛園に配布する予定です。駆け足での説明になりましたが、以上でございます。

（内田委員長）

次に、りんどう相談支援センターの方からよろしく願いいたします。

（事務局（りんどう相談支援センター））

次の資料をご覧ください。県の報告の中にもあったと思うのですが、相談件数が伸びていないというところのひとつの理由というか、象徴としてそこに書いてある①②③のところは、ひとつ要因になっているのかなと思っています。読ませてまいります。県北在住の方より家族補償金の申請の件で電話相談、必要書類を伝え、揃ってから再度電話されるとのこと。自宅に来て欲しいとのこと、夫が元患者であり、本人と子どもが申請予定、数年前から子ども夫妻と孫と同居している、夫が元ハンセン病患者であることは一切話していない。厚生労働省からの書類が自宅に届かないようにする等の配慮が必要。②番は1のケースの続きなのですが、そのケースの戸籍や入所証明書等の必要書類が揃い、来所相談の電話があった。当初、自宅での面談を希望されたが子や孫と同居しているため、接触を避けたい意向であった。相談当日は元患者の夫の方が運転することで、車で来所。夫の方は、駐車した車内で待たれ、ご本人だけ来所された。厚生労働省からの電話は自宅でも受けているが、申請に関する書類はりんどうに届くようにして欲しいとのことであった。夫の方は療養所に入所証明書を取得しに行くのは嫌であるとのこと、りんどうから入所証明書取得の郵送申請請求を支援しました。

それと、もうひとつ③番ですが、県央の方より祖母が療養所に入所しており、同居していなかったが行き来があった。家族補償金請求が可能かとの電話連絡、相談があり、自身の家族はハンセン病について知らず、差別でつらい思いをしたとのこと。厚生労働省

に架電し、祖母との交流があった記憶や証言を申請書に添えると審査の判断材料になるとの話であった。その旨、本人に電話で伝えると、自身で療養所に問い合わせたり、資料を揃えてみるのとこと、お困りのときはいつでも秘密厳守で対応可能というふうに伝えた。かなり潜在的にはいるというようなことなのですけども、やはり1歩踏み出せないようなことがあるのかなというふうに、この相談の概要からでも言えるかなと思います。

次のページに関しては、啓発で11月ですね、一般研修に参加された方からということでもいろいろ啓発に関しての協力をいただいたということです。

そして、その次のページ、研修会ということで、先ほど県から報告があったところは省略させていただきまして、2番の啓発活動についてお話したいと思います。

まず、2(2)ですね、ちょうどホテル宿泊拒否事件から20年ということもあって、南小国の役場、きよらホールで、役場職員、90名ですね。全員が聞けるようにということで、2回に分けてという依頼がありまして、当センターの職員、私を含めて2人でお話に行きました。話の内容としてはハンセン病の歴史について、そして、主な出来事を交えてということと、私たちのハンセン病問題という演題で、南小国町役場の職員全員を対象とする講演を実施しました。

そして、そのあと12月3日は、毎年行われている南小国町のきよら人権デーで、今度は小学生、中学生、高校生も含めた、そして一般の方も含めた人たちを対象にお話をさせていただきました。

次のページをご覧ください。今年になってから、熊本地方務局でのお話、そして⑤は、菊池郡市教頭会教育講演会でのお話をさせていただきました。茶話会に関しては11月を予定していたのですけれども、一般向け研修と重なったということもあって、今年度中に開催をしたいと考えています。

今後については、次のページをご覧ください。長島愛生園への訪問と3月に群馬の栗生楽泉園への訪問を考えています。

りんどうの方で抜粋したアンケートとして、まずハンセン病問題啓発研修会ということで、家族訴訟の黄さんの講演を聞いてのアンケート。そして、そのあとには、医療福祉研修会のアンケート回答数30名ですね、このアンケートがありますのでご覧いただければと思います。報告は以上です。

(内田委員長)

それでは、人権同和教育課からよろしく願いいたします。

(柳田委員)

配付しております人権同和教育課の資料1ページをご覧ください。前回の委員会で報告したものににつきましては、省略をさせていただきます。

最初の四角囲みを御覧ください。事業名、教職員のための菊池恵楓園現地研修です。これは前回報告済みですが、今年度は8月17日(木)に、県内の小・中・高校、特別支援学校の先生方、合計63人を菊池恵楓園に参加させまして、資料館見学ですとか、あるいは元りんどう相談支援センター職員の紫藤先生のお話。また、当初は園内や施設見学を予定しておりましたが、大雨雷雨のために急遽変更をして資料館の見学をしました。

その下の白い四角を御覧ください。令和6年度、来年度の事業計画でございます。最初

に事業名、菊池恵楓園研修です。4年間でひと回りしておりますけれど、今回で三巡目となります。予定日は8月8日（木）です。今回は、県内から学校の先生方108人を参加予定としております。そして、下の方ですけれども、令和6年度、令和7年度、令和8年度、令和9年度、この4年間で、合計430校から先生方が参加するように予定をしております。

次の2ページを御覧ください。枠囲みですが、「ハンセン病回復者等の人権」に関する校内研修の推進についてです。前回も報告を申し上げましたが、今年の2月2日現在のデジタル研修資料の視聴回数について数字を載せております。

まず、①番です。デジタル研修資料及び映像資料の活用の推進についてですが、「ハンセン病回復者及び家族の人権」という資料は174回、次の新型コロナウイルス感染症とハンセン病めぐる人権問題については116回、朝日放送KABさんのハンセン病問題関連映像のドキュメンタリーが352回、そして今回新たにテレビ熊本TKUさんの「隔離の壁を越えた白球～菊池恵楓園野球チーム秘史～」、これは令和5年に放送された分ですけれども、TKUさんの御協力をいただきまして、先生方などの研修資料として使ってもいいよという御承諾をいただきましたので、本県の教育委員会のホームページに公開をして、県立学校、市町村立学校に周知をしているところです。こちらの方は太田副会長も複製版の野球のユニフォームを着られて、子供たちとキャッチボールをする映像が流れています。

そして最後に、熊本市教育委員会主催「熊本エデュケーションウィーク」についてです。これは今年の1月に熊本市教育委員会の様々な学校教育に関する取組を県民の方に知ってもらおうと設定されたエデュケーションウィークですけれども、こちらにも本課からデジタル研修資料の方を提供させていただきました。

そして、下の⑤番を御覧ください。前回DVDで皆さんに御覧いただきましたが、「熊本県人権子ども集会」の体験・活動報告校として、合志市立合志楓の森小学校、合志楓の森中学校が発表しています。昨年の10月24日から今年の1月31日、約3箇月間の配信でした。これは100%全ての学校で視聴されています。児童生徒、教職員、視聴数は約6万人を超えました。

続きまして、3ページを御覧ください。この人権子ども集会の中に収録しました、合志市立合志楓の森小学校と合志楓の森中学校の体験・活動報告の中で、菊池恵楓園の元入所者の方との交流の様子とか、そういった映像を見た子供たちの感想を本日は掲載しております。幾つか御紹介をします。まず、小学校児童の感想ですが、上から4つ目を御覧ください。「合志市立楓の森小学校、合志市立楓の森中学校では、9年かけてハンセン病について詳しく学んだり、差別のおかしさを訴えたりしている姿を見てすごいと思いました。自分は差別しないから大丈夫と思わずに、常に自分が人を差別していないか気にし続けることが大切だと改めて思いました」、また、下の中学校生徒の感想のところの2つ目の丸を御覧ください。「今まで人権学習はしていたけど、合志楓の森小学校、合志楓の森中学校と高校生のお話を聞いて、相手を知る、自分を知ってもらおう、人権について考える、正しいことを伝えることが必要だと思いました。それに私たちが日頃から言っていることが差別かもしれないということも同時にわかりました」このような感想を書いています。私どもがこの人権学習で大切にしていることはまず自分自身をしっかりと見つめるということ。そして、ただ学んだだけではなくて、学級の中で学校の中で、あるいは家庭の中で地域の

中で実践ができる行動ができる、そのような児童生徒の育成を目指しておりますが、今回の合志楓の森小学校、合志楓の森中学校の活動を見た小学生、中学生は、このように自分自身のこと、自分自身を見つめることの大切さ、また、これからもいろいろ行動していきたいと思います。というような感想を書いてくれましたので、これにつきましては引き続き、この感想を県内の学校にも紹介をしまして、先生方にしっかり実践行動できる児童生徒の育成をお願いしていく予定です。

また、右側の4ページを御覧ください。枠囲みですが、取組としまして学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修です。令和5年度の取組内容としては、資料に書いております、①番から④番を行っております。特に④番の「その他」ですが、昨年12月に、私が文部科学省を訪問する機会がありましたので、担当の方に、本県のハンセン病問題に関する人権学習の状況ですとか、あるいはこの委員会についての御説明をする機会を得ることができました。

その下の白い四角ですが、令和6年度の事業計画です。①番、前回は説明しましたが、来年度の校長対象の研修の講師としましては、広島県の盈進中学高等学校の延校長先生をお招きしまして、いろいろな取組状況を県内の小・中・高校、特別支援学校の校長先生の方にお話をいただきます。また県内の校長先生からいろいろな質問を延校長先生の方にも投げかけて、校長先生と意見交換することを予定しているところでございます。人権同和教育課の報告は以上です。

(内田委員長)

ありがとうございました。人権同和政策課からよろしく願いいたします。

(事務局(人権同和政策課))

人権同和政策課でございます。お手元の資料3をお願いいたします。まず、人権啓発ウェブ講座、これについてご説明します。この事業は、県の人権教育啓発基本計画に、重要課題として位置付けている人権課題をテーマとしまして、各分野における講師の先生による講演の動画、或いはインタビュー動画をオンライン配信するもので、現在20講座ございます。その中で、「ハンセン病回復者とその家族の人権」等をテーマとしまして、中先生と小野先生にもご講演いただいた講座も配信しております。資料には、令和5年度の実績として、1月末の視聴回数7,929回と載せているのですが、すでに8,000回を超えておりまして、昨年度に引き続き、非常に多くの方に視聴していただいております。このうち、ハンセン病回復者や感染症をめぐる人権をテーマにした講座についても350回程度視聴されております。この実績の多さですが、個別で研修を受講できる利便性の良さですとか、あるいはこれ毎年度、新しい動画を少しずつ作っているのですが、その動画のテーマについて、県が実施するいろいろな研修や啓発イベントでアンケート調査を行っておりまして、そのニーズの汲み取りとして、どんなテーマに関心がありますとか、そういうニーズを汲み取っていることが理由かと思われまして。次年度も今すでに子どもの人権やハラスメントに関する動画があるのですが、新たな視点といたしますか、新たな講師の先生のインタビュー動画を追加予定です。今年度以上に内容を充実させていきたいと思っております。

次のページ、研修支援登録確保登録講師派遣事業でございます。これは同じく県の基本

計画の重要課題について、各分野の先生に県の講師として登録していただいて、企業や団体、それから学校などの人権研修で講演をしていただく制度です。この事業につきましても「ハンセン病回復者とその家族の人権関係」で、中先生と小野先生にお世話になっておりました、あと、資料には記載してないのですが、高齢者の人権に関して紫藤先生にもお世話になっておるところでございます。今年度の実績がすべてテーマとしては19あるのですが、全31講座で派遣回数86回、そして1万人を超える方が受講しております。うち、ハンセン病回復者感染症をめぐる人権に関するものにつきましても、1,600人を超える方が受講しております、このテーマにした実施団体はそこに記載しておりますが、主に学校で実施されているものが多くございます。やはり、受講者さんの感想のほんの1例をそこに載せているのですが、「初めて元患者の方の話を聞いて強く心に残った、講話が心に沁み、差別のない社会を作りたいです」とか、「差別偏見はその正しい知識を身につけることでなくなることを学んだ」という意見があるのですが、やはりその中学生とか高校生とか、こうした若い世代の方に、まずハンセン病問題について関心を持っていただくと。そして、この感想にある、根っこにある人権面での学びというか、気づきを与えることができたという点でやはりこの登録講師派遣制度、人権啓発の優れたコンテンツであるのではないかなと思っておるところでございます。次年度も継続していきたいと思っております。

次のページをご覧くださいませでしょうか。人権啓発パネル展で今年度6回開催しております。特に、一番下は、熊本城ホールでの人権フェスティバルだったのですが、この人権フェスティバルというのは、県の人権関係のイベントで最も大きいものでして、今年度も400人を超える方にご参加いただきました。その方々に、このハンセン病問題のパネルも含めてご覧くださいとと思っております。その上ひとつ県立総合体育館で熊本ヴォルターズ人権マッチとあるのですが、これはバスケットボールチーム熊本ヴォルターズと連携した啓発活動を行っているのですが、11月26日は特に人権面で様々な啓発を行いました。やはりバスケットボールの観客というのは、若い方、それからその保護者の方、非常に多くございますが、そういった若い方に人権に関心を持っていただく機会ではないかということで、ホーム会場でいろんな啓発活動を行って、この日の関係が2,500人ありました。もちろんすべての方が人権に強い関心をお持ちというわけではないと思うのですが、アンケートでは8割を超える方がこの日をきっかけに何らかの人権について関心を持ったと回答しております、それでまずはそのたくさんの方に見ていただいたと言うことは大きな意義があったのではないかなと思っております。まだ、当課は様々な人権課題に関するパネルも作っているのですが、このように新しく今年度もパネルを作りました。関心を持ってもらえるように、桜田幸子先生による4コマ漫画なんかも入れたパネルも貸し出しております。もちろん市町村のイベントなんかでも見ていただけるようにしておるところでございます、来年度もこうした様々な機会を捉えてパネル展をやりたいと思っております。

次に、人権啓発映画上映会でございます。これはどういうものかといいますと、平日毎日月曜日から毎日ですね。人権センターの県庁新館2階で人権啓発映画の上映を行っているものです。この上映会をやっていること自体は、県の人権情報誌ココロ通信と言いまして、すべての学校ですとか、公的機関に配布している情報誌があるのですが、それでお知らせしたり、あと県庁は全職員見られる庁内LANでこまめにお知らせしてござい

す。人権センターは基本的に県民の皆さん誰でも自由に入出りできるスペースで、図書や啓発DVDを借りに来た方中心にいろいろ見てもらったりして貴重な啓発になっていると思いますし、昼休みに限ってですが飲食も可能としているので、県職員中心ではありませんが、リラックスしながら研修してもらっているということです。

その下に月毎のテーマを載せているのですが、今年度は6月がハンセン病回復者とその家族の人権、12月が感染症難病等めぐる人権の、いわゆる強化月間ですね。たくさんおすすめして、例えば『あつい壁』とかですね、あと熊本の映画『だけんなん』とかそういうのを放映しました。次年度もいわゆる自主参加可能な、少しリラックスした研修の場として継続していきたいと思っております。今後も先生方や関係者の皆様のお力添えいただきながら、啓発を進めていきたいと思っております。人権同和政策課は以上でございます。

(内田委員長)

ありがとうございました。法務局からも資料を提出していただいておりますので、ご説明いただければと思います。

(大濱委員)

私どもの方からは、熊本地方務局及び熊本県人権擁護委員連合会の人権啓発活動（令和5年度）という資料をご覧くださいと思います。

最初に、(1)「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日関連啓発」ということで、6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」関連の啓発として、県内各地でハンセン病問題の啓発パネル展を開催させていただいております。このパネル自体は福岡法務局の方で作成したものを利用しており、県内各地、法務局、それから支局の庁舎ロビー、図書館、コミセン等でご協力いただけるところに、こういったパネルを掲示して啓発をさせていただいたところです。これが6月16日から6月30日の期間で行いました。それから、今年度から新しい取り組みとしまして、熊本市電の駅のデジタルサイネージ、こちらに6月1日から6月30日の期間、写真をつけさせていただいておりますが、法務局で作った動画形式のものを15秒ぐらい掲示するというので、駅のほうの人通りの多い通町筋駅と熊本駅に絞って、このデジタルサイネージを流させていただいたということです。

続きまして、2ページです。「各種イベントにおけるハンセン病問題啓発パネル展」ということで、ただ単にハンセン病のパネル展だけをやるというわけではなくて、他の啓発等を組み合わせることによっていろいろな方が来ていただけるのかなということ、それから、令和5年6月1日に、6月1日が毎年「人権擁護委員の日」ということになっておりまして、その制度の周知ということで、熊本市中央区の下通の方でパレード等及びパネル展も含めて行わせていただきました。やはり下通という場所から非常に人通りが多いということで、立ち止まって見ていただける方もいらっやあって、単体でやるよりは効果があったのかなと感じております。同様に、イオンモール熊本では、令和5年12月2日に、人権週間行事というところでやらせていただいておりますが、イオンモール熊本様のご好意でロビーを使わせていただいております、その中でボッチャ体験等、各種啓発を行いました。その中で、ハンセン病問題のパネル展をさせていただいております。12月ということで、

年末商戦も始まるぐらいの時期で、ある程度の集客も見込めるということから、こういったパネル展をさせていただき、いろんな方にハンセン病を知っていただくことを目標にさせていたところでした。

それから、(3)「ハンセン病問題啓発ポスターの掲示」について、これは継続して行っているところです。熊本地方法務局本局、管内全支局、それから官公庁等にポスターを掲示して啓発を図っています。左のポスターは、菊池恵楓園金陽会様のご協力をいただきながら、当局で作ったポスターを掲示させていただいているところで、右のポスターは別途こちらで作ったものです。一緒に配布して、ポスター掲示で啓発を図っております。

続きまして、3ページです。こちらは、「各庁におけるデジタルサイネージによる啓発」ということですが、法務局には各庁1台ないし2台デジタルサイネージを置いております。その中でいろいろな広報とか周知とかさせていただいているのですが、恒常的にハンセン病問題に係る啓発の静止画を何秒かに分けて表示させることによって、来庁者に啓発を行う取り組みをさせていただいております。

それから下の(5)「熊本第二合同庁舎ハンセン病問題看板による啓発」ということで、熊本地方法務局の本局がある熊本第二合同庁舎に、ハンセン病問題を啓発する看板を設置して啓発を行っています。昨年度リニューアルをしましたが、見やすさの向上と、文言の整理をさせていただき、継続して啓発を図っているところでございます。

続いて、4ページです。一番上の(6)「ハンセン病問題人権教室の実施」というところでございますが、県内各種老人会及び地域サロンや小・中学校等において人権教室を行っております。左の写真は、宇城市立豊野中学校で6月27日に行った様子を掲出させていただいております。37名ほどの参加と聞いております。それから、右の写真が玉名市市文化センターなのですが、これは1月の写真になってしまうのですが、今年度はまだ行われていないということで、昨年度のものを参考に掲出させていただきました。20数名程度の方が参加いただいております。こういった啓発を不定期にさせていただいております。本年度は、ハンセン病問題関連の委員会が一昨日あったばかりなので、またどれぐらいの実績があったのかというところの集計ができていませんので、現状において報告があったものを掲出させていただいております。

それから、その下の(7)「人権啓発習得研修の実施」ですが、当局の新規採用職員に対する研修を昨年9月26日に実施しました。やはり、法務局職員としてハンセン病問題をきちんと理解して、外部に向けても発信できるようにということで毎年行っているところです。それから、新任の人権擁護委員の研修を昨年6月、12月と分けて実施しました。いずれの研修においても、こちらの右に表示している「ハンセン病問題を知る」という動画を利用して行っています。延べ50数名の方が参加しています。

それから、その下が人権擁護委員研修での講話講演を本年1月に行ったのですが、こちらはりんどう様の方にご協力いただいて講演をしていただき、今のハンセン病問題の現状やこれまでの状況等について、人権擁護委員に対して改めて周知をいただくということで実施しております。こういった取組により、法務局職員それから人権擁護委員のハンセン病問題に関する認識を深めていくことによって、今後の啓発に活かしていこうというところでございます。

最後に、下の方が(8)「菊池恵楓園歴史資料館を活用した研修の実施」ということで、こちらも熊本地方法務局、県内各人権擁護委員協議会において菊池恵楓園の歴史資料館を

活用した研修を実施しております。実際に歴史資料館を見ることによって、当時の状況それから歴史、そういったことを自分ごととして体感することによって、ハンセン病問題を身近に感じて、なおかつそれが非常に根深い人権問題だということを認識して、そこで得たことをもとに啓発、それから相談等をさせていただくということを目的としています。私からは以上です。

(内田委員長)

それでは、まず、県の活動内容、こちらからご意見をお願いしたいと思います。委員の皆様からご意見をどうぞ、よろしく願いいたします。

(中委員)

皆さん、お疲れ様です。熊本県は、47都道府県で一番ハンセン病問題に取り組んでいただいていることは内田先生もいつも話されていることです。そういう面では、私たちも大阪府に続いて、熊本にりんどう相談支援センターが2020年に開設したことは、これ以上私が活動することはなくてもいいのではないかと思うぐらい仲間たちも喜んでおりますし、家族の方々も相談に来られていて、非常にありがたく思っております。ただ、ハンセン病問題の啓発となると、私はらい予防法廃止以後からずっと県内及び県外の学校、その他でお話をさせていただいているのですが、熊本県が一番ハンセン病問題に関心を持たれている方が多いと私自身も思っております。私が恵楓園を退所してから今年の4月で22年になりますけれども、県営住宅に住んでおりますから、集合住宅ですのでいろいろな方が住んでおられるのですよね。その中でも、以前にも話したことがありますけれども、恵楓園のほうから大阪のほうに社会復帰された方が私を団地の方に訪ねて来られて、団地の方に「中さんは何棟の何号室が教えてください」とお尋ねをしたところ、「ハンセン病の中さんですね」と言ってくださったそうです。訪ねて来られた方は、今尼崎市で生活されていますけれども、自分がハンセン病の既往を隠して暮らされておりましたので、びっくりしたと。「ハンセン病の中さん」と皆知った上で団地で生活ができていたことに、考えられん、というようなことを話されておりました。私は、恵楓園の自治会でマスコミ報道関係者の方々と、らい予防法廃止のとき、或いは2001年に勝訴判決をいただいた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」のあたりでも、私はマスコミから取材を受けて断ったことはありません。テレビも新聞ももうずっと「中修一」という本名で対応してきましたので、そういう関係で、隠しようがないという面もあるけれども、それだけ講演活動もしてきましたし、そういう関係で病気をして何が悪いのかというような、そういう気持ちが心の中にありまして、そういう気持ちで判決後、厚労省との社会復帰支援制度も勝ち取って、2002年に退所したわけです。

私が今日、社会で暮らしているという状況は、他の退所者にはできないと思っています。せっかく、らい予防法が廃止されて27年、裁判で勝訴して、23年になるのに、いまだに社会の片隅で隠れて暮らしている。おまけにこの病気でもない家族さえも、先ほど報告がありましたように補償金を申請するのになかなかとまどっておられるということです、これが現実です。そういう意味では、まだまだ社会の中にハンセン病に対する啓発が行き届いていない。熊本県は、これだけ各課でご努力、ご尽力いただいているのですが、なかなか末端の方にまでは関心を持っていただけていないというところは残念です。

前回、内田先生の話されたことを読みました。その中で、ハンセン病問題についてアンケートをとったら5%の方が関心を持たれていて、60%の方が無関心。知りたくもない、学びたくもない、そういった層が圧倒的に多いし、いまだに偏見差別を持っておられるという、いわゆる確信犯と僕は言っているのですがそういう方が35%もいる。その数字を見れば、私自身もこんな大きな顔して社会でよく生きておられるなど。本当怖いですよ。たった5%の理解者しかいない社会で私たちが療養所を出て暮らすことがいかに恐ろしいことかということをつくづく感じました。

話はあちこち飛びますけども、啓発という面では私は県内はもちろん、九州管内、ふれあい福祉協会からも指名をいただいております。そして、仲間たちの相談、PRサポーターでもあります。そういう関係で、県に依頼されているところは県から報酬をいただいて行ったりしていますけども、ふれあい福祉協会の方からは、私も高齢になりましたのでひとりでは行けない遠いところとかね。遠方のところでは、交通費も宿泊費も出してくれるし、付き添いの方の日当も出すように、もうこれは2015年だったですかね。あの頃から東京で会議があって、熊本に、九州管内に中さん1人、そして沖縄県に2人と、それと近畿に1人、首都圏に1人ですね、そういうふうに話せる人がなかなかいないものだから、そういうふうの名前まで決めて、今日まで来ています。それと心強いのは、熊本県は県立大学です。2005年からもうずっとハンセン病講座が続いております。実は、昨日も電話があって、今年も5月にするというので、県立大学の方は恵楓園の園長が最初にハンセン病とハンセン病の歴史についてお話をされて、そのあと、当事者である私が90分2回しております。それと、熊本大学がちょうどまた2005年から90分2回です。熊本大学で受講される学生は恵まれてますね。まず、恵楓園に勤めておられたお医者さんが最初にハンセン病とハンセン病の歴史等々について話をされます。そして、次が恵楓園の入所者も約15年ぐらい、90分お話されていましたが、何しろもう高齢でもあるし、体が不自由になったということで今は入所者はしていません。退所者の私が90分2回しております、それから、マスコミ関係ではハンセン病問題をずっと取材してきた熊本日日新聞社の本田清悟さんですね。ハンセン病とマスコミということでお話しされ、それと国賠訴訟に携わってこられた弁護士。そういうふうにして、各会の携わってこられた方々が、お話をされるということで、できたら熊大のように、県大でもされるともっと学生たちはハンセン病問題に詳しくなるかなと思ったりします。学園大もその頃からずっとやっていたけども、大学の都合で、5、6年前からは、2年に1回になっております。尚絅大学が最近熱心に取り上げてもらって、もう6年ぐらい前ですか。2018年頃から1回ですけども、短期大学生たちに話をしています。玉名市にあります、九州看護福祉大学ですね。恵楓園の自治会長の志村さんと私で15年ぐらい続いていたのですが、担当の教授が退職されてからは、もうハンセン病講座はされていない。そういったことで、熊大と県大においては、ちゃんと学生にレポートを書いてもらって、私達に採点をさせると。そういうふうな形式で真面目にというか、熱心にやってもらっていて心強いんですけども、最近、非常勤講師の報酬がとても少なくなったという関係で、今年度は、熊大は休むと言われております。高校、中学校、小学校等々はもうコロナの関係で、かなり減って昨年の実績みたら8件ぐらいしかありませんでした。

それと、私、今日ちょっとお話が長いですが話させてください。ふれあい福祉だよりを今日、委員の皆さんにお配りしたのですが、この中に現職のハンセン病療養所が岡山

県にある邑久光明園の青木園長が「医者から見たハンセン病問題」ということで、とてもわかりやすく書いております。それで私が思いついたのは、熊本県のあるところに、生涯学習ですよ。年配者が話してくれということで話をして、質問の時間になったら「中さんはハンセン病だから、病気が治って社会に出て来られたのでしょうか。らい病は治らんとでしょうか」とこう言われたのです。これはもうすぐその東区にあります公民館で10年ぐらい前も同じようなことを言われてハッとした言葉でありますけども、これはやはりこの病名の変更のところから話をしていけないとわかってもらえないなと思いました。このふれあい福祉だよりを読んでみたら最初の方でね、病名の変更のところを詳しく書いていますから、最近ではこれをコピーして講演に行くときは資料として、健康づくり推進課が発行しているパンフレットと一緒に提出しているということです。啓発の難しさというか、県民、国民皆さんに、ハンセン病問題を理解してもらえらるることの難しさを今も痛切に感じているところです。

(内田委員長)

ありがとうございました。小野委員、よろしく申し上げます。

(小野委員)

私も県から以外でも、頼まれて講演することあるのですが、健康づくり推進課にいつもパンフレットをたくさん送っていただいて感謝しています。今度もせっかく新しく作ったとき送っていただくのですが一部や二部じゃなくて、いつもなんか2、30部持っておくと安心なのです。講演のとき、申し込みができないときにコピーさせていただいているのですが、余裕があれば結構ですが、少し多めに送っていただければと。

(中委員)

私は、前もって県の方から、150部なら150部、200部なら200部、講演先に送ってもらっています。

(小野委員)

人権同和教育課のところでもいいですか。TKUが来ているからゴマするわけではないのですけども、太田さんの雄姿、ユニフォーム姿を、夜遅く、第1回放映で見たのですけども、大変感激しました。僕は早速、電話をTKUの本松会長に、これあんな夜じゃなくて、健康な人が起きている時間にやってくれって言ったのですけど、それはまだできていませんね。今ちょうど大谷翔平で野球が盛り上がっているときに、この話を持って行ったものすごく良いと思います。だから、全国の子どもたちへ是非見せたいですね。

(内田委員長)

ありがとうございました。遠藤委員、よろしく申し上げます。

(遠藤委員)

人権同和教育課のご報告は、大変すばらしい報告です。人権教育に関しては、よく長野県が1つのモデル的な県というふうに言われていますが、決して長野県にまず劣らない活動

をされているなど実感しました。

あと、りんどう相談支援センターの方からまたお話を伺いたいのですけど、啓発推進委員会で今回法務局の方の話からも、りんどう相談支援センターから講師を派遣していただいたという報告がありました。こういう形でりんどう相談支援センターがいろんな部署を超えて結びついてきているのは、お互いの活動をうまくリンクできている証拠で、とても良いことなのではないかと思いました。この辺り、りんどう相談支援センターからも何かお話いただけますか。

(事務局 (りんどう相談支援センター))

ありがたいことに、いつも法務局さんからは、毎年1回、2回お話をいただいている、今年はずいぶん特格的だったのが、その法務局で人権擁護委員の方にお話をさせていただいた後に、1週間後に今度教頭先生の教頭会というところでお話をさせていただいたのは、何か少しずつ広がってきたなあと思っています。私はあのあまり、子どものころはいい生徒ではなかったもので、教頭先生に囲まれるのはとても怖かったですけど、最近の教頭先生はとても優しくかったです。話やすかったですね。そんな感じでちょっと広がっていってくれるといいなっていうことです。

(遠藤委員)

ホテル宿泊拒否事件20年にあたって、南小国町の役場からもこういう形で、りんどう相談支援センターにも声がかかって、やはりお話する機会ができるというのもこれもりんどう相談支援センターがずっと充実して来られて、いろんなところから声が掛かること自体が素晴らしいことだなと思います。

あと、もうひとつ別の糸口でお話したいのですが、6枚目のところにある、令和5年度の熊本県ハンセン病問題啓発研修会のところに、課題に若い年代の参加が少ないためということから内容や周知の方法を検討したいと書かれてあります。小学生や中学生がこれだけの活動をして、熊本のハンセン病問題への理解の裾野が広がっているにも拘わらず、その上の世代に上手く繋がってこないのが、とっても残念で、この辺りは工夫次第で広げられる余地がありそうだなと思うのですよね。去年、これは健康づくり推進課の方のご努力下、熊本高校放送部の生徒さんたちが朗読するにあたって志村さんの『人間回復』を皆さんで読まれたという話を伺ったりしたのですが、こうした高校生にお願いすることをきっかけにして生まれた高校生の自主的な活動も、逆に高校生の人たちがこんな活動やりたいなあと自主的に動いてくれるような、繋がりをつけると、小・中学校からずっと高校まで広げてこのリンクがさらに深くなると思います。先ほども柳田委員が言われていましたけど、自分で考え、自分を見つめ実践するという、その教育とここが結びついていくとすごく良いのではないかなと思いました。ここは何かお互い知恵の出どころだと思うのですが、熊本県がこれだけ熱心に取り組まれて来られたこの成果を広げていけば、さきほど中さんがご心配になっていた、60%の無関心な人たちを熊本県の中でできるだけ減らせる活動に結び付くようになるのではないかなと思いました。

それと、5ページ目のところにある、りんどう相談支援センターの相談実績なのですが、相談支援の概要を読ませていただくと、なぜ相談が少ないかという理由が逆にこの相談内容の中でよくわかるような気がするのですよね。結局、ご家族に知られたくないと

か、そういうことが具体的な内容になっていて、まさにこの裏返しでこうした苦勞をされているから相談できない人達が多いわけでしょうから、当然りんどう相談支援センターでは秘密を守りますとか、こういう形で相談してくればいろんな対応の仕方がありますということは十分伝えているはずなのです。しかしどんなに秘密は守られると伝えても、ここの壁がなかなか突破できない。それは、りんどう相談支援センターのせいではなくて、それだけ壁が厚いのだということの証明のような気が致します。法務省の推定で家族の方たちは2万人ぐらいいるだろうと言われているのですよね。だけど、全国で相談できている方たちは2,000人ぐらいですか。ですから、ハンセン病元患者家族に対する補償金制度の情報が届いていないということもあるでしょうが、相談をしようとしてもできない人たちに対して、この家族被害の深刻さみたいなもの私たちがどういう形で突破していけるかというのは本当に課題ですよ。それをお聞きして、つくづくと感じました。

(内田委員長)

それでは、太田委員、よろしくお願ひいたします。

(太田委員)

県庁におかれましては、3課にまたがってハンセン病問題啓発事業に取り組んでいただきまして本当にありがとうございます。しかし残念ながら、金陽会の作品展についてでございますが、今年度は予定されていないということで非常に残念に思っています。去年は不知火の美術館で開催いただきました。また、今年度は福岡県のアクロス福岡で開催されまして、1,234名の方が来場された。そのうち、300名以上のアンケートが提供されていて、これ言わせていただいて、改めて金陽会の作品の素晴らしさを再認識したわけですね。また、今年度は7月に青森県立美術館で予定されていると聞いておりますが、ぜひ金陽会の作品展については、毎年県で開催をしていただくようお願いをしたいと思っております。予算、或いは会場の関係もあろうかと思っておりますけれども、作品自体は900点以上ございますので、ぜひ日にちがダブっても開催可能なので実施していただきたいと思っております。

それから、ドキュメンタリー映画なのですけれども、昨日とまた今日も熊本市内で開催されるそうですけれども、さらにですね、この映画に加えて、今評判になっているのが実は長島愛生園の宮崎かつゑさんの生涯を描いた作品なのですけれども、すでにAERAで紹介されておりますが、かつゑ的というこのドキュメンタリー映画がございまして、すでに東京で今月上映されておりますけれども、何と云うか大きな反響をよぶ映画だと思っております。熊谷博子監督による作品で、宮崎かつゑさんを約8年間ずっと取材した力作でございますのでぜひ熊本県でも上映会を開催していただければありがたいと思っております。

3点目ですけれども、自治会で歩いて学ぶ恵楓園ガイドブックを現在制作中でございまして、この5月には発行したいと思っております。A5版で、184ページですけれども、これは本だけではなくて、電子書籍として発行したいと思っております。併せて、データにつきましては、ホームページ上でダウンロードできますし、プリントができますので様々な場所で利用できると思っております。今月中にできると思っております。5月からぜひ活用していただきたいと思っております。以前より写真だとかデータだとかですねたくさん付しておりますので、これを今後県の啓発事業に活用、利用していただければありがたいなと思っております。

それから、現在、恵楓園の歴史的建造物13件について、厚労省と協議しています。何とかして建造物として認定していただきたいということで、3月にはまた会議をやるわけですが、人権啓発パネルはほとんど金陽会の作品が多いのですが、この恵楓園の歴史的建造物13件についてもぜひパネル化して活用していただければなと思っております。恵楓園の将来構想、それからこういった形あるものを通じて歴史的建造物を通じてハンセン病問題を考えるという観点から、また新しい視点から啓発できると思っております。そういったこともさらに活用していただきたいと思っております。季節のいいこれから桜が咲いて新緑。そうですね、5月6月頃にできれば、プロのカメラマンによって、やはりプロのカメラマンの視点で撮影していただくと、照明だとか、いろいろ露出とかいろいろ撮影の技術が高いため、そういったものをレンズを覗いた建造物を記録として残すと。そういうことをやっておりますので、啓発パネルのなかに絵画だけではなくて、歴史的建造物の写真史跡あたりもぜひ取り上げていただいて、熊本県からも歴史的建造物保存にあたってのご支援をお願いしたいと思います。もちろん恵楓園でも施設始め自治会、この歴史的建造物の保存活動をやっていくわけですが、何か本省の難病対策課のお墨付きがつけば、さらに我々としてもQRコードを設置していただいたり、案内版の設置だとかいろいろなことをこれから取り組んでいきたいと思っております。そういう新しい観点からも啓発事業についてもぜひ活用していただくようお願いしたいと思います。自治会から以上4点でございます。よろしく申し上げます。

(内田委員長)

ありがとうございました。

(小夏委員)

健康づくり推進課でございます。今ご提案いただきました中のことで1つは金陽会の作品展のことでございますけれども、この資料の方で書いておりましたのが、ふれあい福祉協会さんの補助事業としては2年続いたことで、補助対象としてなかなかもう少し違った視点もというお話もあったものですから、この事業としてはもう少し検討というところなのですが、ぜひ毎年というお話も今ございました。また、県の方の啓発事業の予算や、またパネル展の方では絵画のパネル展もさせていただいておりますので、その辺りをまた来年度の内容を少しこちらでも検討もさせていただきたいと思っております。

また、先ほどの歴史的建造物のパネル、この件も今すぐには予算のこととかもございまして、すぐできますとお答えできないのですが、こちらもう少し検討させていただいて、またご相談もさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

(内田委員長)

ありがとうございました。境委員の方からご発言がございましたら頂戴できればと思います。

(境委員)

皆様には啓発活動などでお世話になっております。園長になってまだ1年経っておりませんが、幸いですね久留米とか大津とかの方の小学校とかでも講話する機会をいただいて

子どもたちにお話をしたりすると、非常によく受け止めてくれます。大人に話すより子どもの中に聞かせたほうがいいのかなど思ったりするぐらいです。そういったこともありますし、立地的な関係もありまして楓の森小学校、中学校、密に連携しながらと考えておりまして、今年はコロナもあったのですが、園内を案内して見ていただくというようなこともしました。非常に反応がよくて、この中で閉じ込められて暮らしていたのだとか、とても感じていただいたり、良い反応が返ってきています。何が言いたいかというと、やはり話してみて、そしていろんな体験を通じてわかってもらう、若い子にそういうのを伝えていくことができれば、それは将来大人にその子たちがなったときに、周りに影響を及ぼすような、心の持ちように繋がっていくのではないかなという気持ちがありまして、皆さんが言っている大きなものではなくて、草の根的な講話とかではありますけれども、学校とかでお話することは続けていきたいなと思っております。そしてまたぜひこちらの恵楓園の資料館にきていただいて体験しながら心に刻んでいただくというようなことをしてもらえれば嬉しいなと思っております。以上です。

(内田委員長)

ありがとうございました。追加のご発言はございませんか。

(遠藤委員)

太田さん、「かづゑ的」の映画は熊本のDenkikanでもやることになっていて、もうすでにDenkikanの予告に出ています。私は先日、東京に行ったときそれを見て帰りたいなと思ったのですが、時間がなくて、映画のホームページを探してみたら、Denkikanでもうすでに予告がありました。日付はわからないですが、熊本でも皆さんが見られることとなっています。

(内田委員長)

それでは、私から少し発言させていただければと思います。資料の中の令和5年度熊本県ハンセン病問題啓発研修会アンケートというところの一番下のところです。「これから自分ひとりでもおかしといえる強さを持ちたいと思う」。こういうように書いていただいているのをどのように受けとめるかというところです。非常に素晴らしい感想だと思いますし、教育啓発の成果だと思うのですが、これは5%なのですね。こういうように反応できる人というのはやはりごく少数の素晴らしい人たちなのですね。一般の人たちはというと語弊がありますが、こういう反応はなかなかできない。こんなに強くない。強くないのでどうしたらいいのかと考えこんでしまう。そういう人たちの参加できるような、そういう形をどうやって作っていくのか。先ほど中さんがおっしゃってくださった、より多くの人たちに自分事にして取り組んでいただけるようにするには、そういう検討がやはり必要だろうと思うのです。その時に大事なことは、道徳ではなくてシステム、法の問題ではないでしょうか。例えば、障害者差別解消法とか部落差別解消推進法とかヘイトスピーチ解消法とかを制定して、道徳の問題に委ねずに、法的な仕組みを作って、偏見差別をなくしていこうとしている。法というものが非常に大きな役割を果たすとされている。そういう法的な仕組みを作って偏見差別をなくしていきましようという形にすると、強い精神力を持ってなくてもと言ったら語弊がありますが、みんなが参加できる。「僕も」「私も」

という形になっていくと思うのです。その辺りの情報をもう少し発信するという必要かなという気がします。このような情報の発信を当事者の方に委ねることは無理です。そこまで当事者の方にご負担をかけることはできない。別の方が当事者の方とペアになって、そういう情報を提供するということになるのだと思うのです。

それから、同じようなアンケートですが、研修支援登録講師派遣事業というところの令和5年（2023年度）事業実績というところでは、受講者の感想のうち主なものが抜粋されています。そのポツの3つ目です。「私たちが正しい知識を身につけることで差別偏見がなくなることを学んだ」という感想があげられています。本当にそうなのか。ハンセン病の感染力はそんなに強くありません。にもかかわらず誤った宣伝をして、感染力は強いと誤解して強制隔離した。過ちだった。こういう形の解説がよくなされます。啓発がなされます。そこで正しい知識を持ちましょうという話になります。しかし、本当にそうなのでしょうか。

これは、実は新型コロナウイルスとの関係の問題でもあるわけです。新型コロナウイルスの場合は、感染力はものすごい強力だ。だから偏見差別も強い。それに比べて、ハンセン病の場合は、それほど強力ではない。偏見差別も弱いはずだが、感染力が強いと誤って理解したために偏見差別も強かった。こういった解説はいかがでしょうか。本当なのでしょうか。

新型コロナウイルスの場合は、ご存じのように感染力が強いために誰でもが感染する。誰でもがその被差別者になる恐れがある。そういうことで、いろんなところから「差別は駄目ですよ」という声が湧き上がった。ところが、ハンセン病については湧き上がってこなかった。どうしてかと言うと、感染した人が少なかったから、つまり、自分が感染して差別される側に回るということはあまりないと思っていたからですよ。そうだとすると、微弱な感染力だから差別は弱くて、強い感染力があるから差別が強いという図式はなりたないわけです。

医学的に感染力が、そして発症力が強いか弱いかということは、知識というか、理解としては大事なことです。しかしそれを差別に連動させていくのは少し違うのではないかと思います。そこをもう少し踏み込んでいかないと、自分事にしてもらおうというところに繋がっていかない。もう少し丁寧な教育というか、啓発が必要ではないでしょうか。

自分がハンセン病差別の被害者になることはないと思って自分事にしない人に対しては、いろんなことを言って、確かに自分事なのだとわかってもらう工夫と言ったらおかしいのですが、様々な工夫を行うというのが必要だろう。ハンセン病の感染力を誤解していたからと言えば自分事になる。そういうようには簡単に結びつかないのだろうと思うのですね。

（事務局（人権同和政策課））

今、委員長がおっしゃいましたように、人権問題というのは、あらゆる差別の根っこはある程度同じ部分があると思っておりまして、私たちいろんなところでまずはその人権問題を身近に感じてもらうと、自分ごととして感じてもらうと、この点ではあらゆる差別と一緒にあっております。まず、当課としましては、あらゆる人権課題に関心を持ってもらって、少しでも自分の身近なこととして、自分の生活にいろんな場面で関連してくるのだよというようなことを感じてもらうために、先ほどからお話出ております、まず関心が

薄い人、それから、これから将来いろんなことに影響を及ぼす若年層の人を対象にしているようなイベントとか、広報物ですね、新聞とか、あとはインターネットとかに関して、若い人にも関心を持ってもらえるような啓発というのをこれからも皆様のお力をいただきながら取り組んで参りたいと思います。アドバイスありがとうございます。

(内田委員長)

もう1点、お話させていただければと思います。小学生、中学生の方に対してハンセン病問題を学習していただくときの目標と、高校生以上の方に学習していただくときの目標とは同じかどうかです。小学生、中学生の方に学習していただく場合の目標ってというのは、やはり自分事にしていただいて、自分の人権を大事にするとともに、他の人の人権も大事にする、他の人の命や生活とかも大事にすることだと思っております。

それに対して高校生以上になると、失礼な言い方ですが、それだけではなくて、次世代を担う主権者の一員として、ハンセン病差別のない社会を創っていく、最近の言葉で言えば共生社会を作っていく、そういう担い手の一人になっていただく。そういう自覚をハンセン病の学習を通して持ってもらう。そういうことが、高校生以上の目標になるのではないかなという気がするのです。その辺りはいかがでしょうか。

(柳田委員)

今、委員長が仰ったように、小学生も中学生も高校生もまずハンセン病について、身近なものであり、これが自分の外で起こっていることではなくて、むしろ差別の問題は自分の心の中にある。そのことは小学生も中学生も高校生も同じ目標として掲げているところでございます。今、委員長が後半の方で言われました、高校生になりますといろいろな学習をする中で、情報の判断力ですとか、分析力、発信力、また自分自身の行動力ですとか、行動の範囲も広がっていきます。オンラインが普及していますので、他校生あるいは県外の高校生あるいは外国の高校生とも、ある程度の言語コミュニケーションができれば会話することができます。そういったところで、こういうふうな活動をこれからしていこうとか、そういう対話の活動も行っていこうと思っています。昨年12月に本県の県立中学校3年生が全国の拉致問題に関する、英語の作文のコンクールで全国の最優秀賞を受賞しました。先日、教育委員会に、その生徒さんが来られたのですけれども、その中で「私はこれから高校生になって、『トビタテ！留学JAPAN』』という海外留学制度とかもあるのですけれども、そういうものを活用して韓国に行って、韓国には拉致被害者の方が日本よりもたくさんいらっしゃる。そういう方々と一緒に、拉致問題について世界の人々に伝えていきたい。」そのようなことを話してくれる中学生もいました。非常に頼もしい存在でもありますし、このような生徒の活動の一つ一つを県内の方にしっかり広めていきたいというふうに考えているところでございます。

(内田委員長)

委員の方々からご発言があれば頂戴できればと思います。

(柳田委員)

引き続き、先ほど中委員から県内の大学生に話をしていますというお話をいただきました

た。私ども県教育委員会では、教育実習にこれから行く大学の3年生ですとか、大学の4年生、これは大学から依頼がありまして、例えば熊本大学ですとか熊本県立大学、中委員の方から話がありました九州看護福祉大学とか、県内の大学生、主に教員志望の大学生に対して、人権教育啓発に関する研修のコマを持っています。その中でも、平成12年の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律ですとか、そのような法律の話もするのですが、熊本県に特に関係の深い「ハンセン病回復者及びその家族の人権」、あるいは「水俣病をめぐる人権」、「拉致問題」、また「部落差別（同和問題）」、これらの4つについてはしっかり学生に私どもから話をさせていただいているところでございます。

そして、大学を卒業しまして、教員になりまして、初任の頃から2年目、3年目の頃からしっかり正しい知識を子供たちの方へ伝えて欲しいという、そういうところから学生にも行っているところでございますので御紹介をさせていただきます。

また、遠藤委員からは、先ほど、熊本高校の高校生が司会を務め、アナウンスをしたと、これは健康づくり推進課の事業ですけれども、遠藤委員のお話も受けまして、それぞれの課の取組が単発にならないようにしっかりと連携を取りながら、それぞれの取組が広がっていくような、そういうところをしっかりとこれからも注意していきたいと思います。先ほど、委員長に対してお話をしたところでも申し上げましたが、高校生になりますと情報収集能力ですとか判断力ですとか、行動力、行動の範囲、格段に中学生から広がっていきます。例えば、熊本高校の高校生がアナウンスをしてどのように感じたかということ、校内の全校集会、または県内の他の高校生に対して、また発信していくとか、あるいは、例えば熊本農業高校は生徒会の中に人権委員会があって、その中で、いろんな探究活動とかもやっているのですけれども、そういう活動を、いろんな学校に呼びかけまして、子供たち自らが作り上げています。そういうようなところも校長会等を通じて話していきたいと考えているところでございます。

あと、本日はハンセン病問題啓発推進委員会があるということで昨日水俣市で行われた映画上映会に私も行きました。一言だけ感想を申し上げたいと思います。

本日も国際交流会館で上映されますので、ネタバラシにならない程度で委員の1人としてお話をさせていただきますが、今回約30人の方の証言がありました。非常に映像的にこれは宮崎監督も冒頭言われたのですけれども、映像で見る、このような機会がまずないと。私も映画を見終わってそういう感想を持ったところでございました。

最後に、いろいろ国賠訴訟に関わった男性の方が亡くなりまして、そして園を出ていかれる、そのシーンがあるのですけれども、骨は結局どこに戻るかというと、療養所の中の納骨堂に戻ってしまうのですよね。それを見て私が思ったのは、ハンセン病問題は終わっていないのだなということを感じたところでございました。以上です。

(遠藤委員)

熊本高校の放送部のお話をいただいて、健康づくり推進課の方がお答えすべきことなのではないかと思うのですが、健康づくり推進課が今悩んでらっしゃることを柳田委員に相談されて柳田委員が熊本高校の放送部に依頼するという知恵を出してくださったことに、本当に感激しました。これが、この推進委員会がハンセン病問題に関わる熊本県関係部署・法務局までワンストップで参加してみんなで知恵を出し合い協力し合うという、この熊本県だけがやっている仕組みの成果だと思うのですよね。そういう意味でとても心強いです。

それから、宮崎監督の映画「NAGASHIMA」ですけど私は残念ながらこの映画を見る機会がまだないのですが、今おっしゃったことはとても大事で、宮崎さんは山陽放送というテレビ局のカメラマンをされてハンセン病問題については企画にも携われて来られた方で、ものすごい数のデータ持っておられます。このデータをどうやって整理するかは、宮崎監督の悩みで、前にお会いしたときには相談されたりしたことあったのですが、宮崎さんが何十年と取り貯めた、ああいうデジタルデータをおっしゃるような、研修活動に使えたらという気が致します。このことは、宮崎監督のやられている仕事を存じ上げているので紹介させていただきます。

(小夏委員)

ハンセン病問題啓発一般研修会の黄さんの講演会のとき、熊本高校の学生さんが一緒に参加してくださったことは、最初に遠藤先生の方から詩や短歌を使えないかという話があったときに、課の方でも検討しまして、できれば若い高校生、大学生のような方に、一緒に作り上げてもらえないかということで、教育委員会の方にご相談に行きまして、非常に協力的にご相談に乗っていただいて、こういう形だったらこうというところでご紹介いただきました。そしたら今度は学校側が今まで人権教育としてハンセン病問題を勉強してきてはいらっしゃるのですが、今回のこの研修会を受けるにあたって、改めて自分たちでしっかり勉強しようということで、詩や短歌の背景もやはり知るべきだということで、いろんな資料も私どもから提供もさせていただきましたし、勉強もしていただきました。そして高校生と直接話したのですが、今まで知識ではわかっていたのだけれども、今回改めて、またそういう勉強して入所者の方の思いや声を聞くことがあって、本当に自分として、おっしゃったように自分ごととして本当に捉えることができた、感じることもできたというのをその子どもたちが言ってくれたのですね。その時、先ほど内田先生が言われたように、やっぱりみんながみんな強く行動できる人ばかりではないのですが、丁寧に学ぶというか丁寧にやっていくことで、そこが感じれるというのが、今回の研修会ではその一例だったなと私は思っていたのですね。これからも教育委員会さんとか、また人権同和政策課の方と協力しながら、いろんな形でやっていきたいと思っておりますので、これからもご意見をよろしくお願いいたします。

(内田委員長)

いま小夏委員がおっしゃった件なのですが。熊本県は全国のトップを走ってらっしゃって、いろんな方々がハンセン病問題に取り組んでらっしゃるので、そういう点については情報が十分に周知されていると思うのですが。最近、国立ハンセン病資料館では、あるシンポジウムがありました。中学時代に素晴らしいハンセン病学習の授業を受けて、ハンセン病問題を自分事にされた方が今、社会人になって企業等に勤めておられる。そういう方に中学生時代のハンセン病問題学習を受けた思いを振り返っていただくとともに、この学習が今の社会人の生活にどのように活かしているかを語っていただく。こういう内容でした。印象深かったのは、時間の経過によって学んだことは、国立ハンセン病療養所多磨全生園をみんなで訪ねて入所者の方から対面で伺ったお話を除けば、ほとんど忘れてしまったと、その社会人の方がお話になられたことです。高校時代、大学時代に反復して学んでおればそうならなかったでしょうが、極めて残念だなという感じでお聞きました。

もう一点、残念だったのは、今企業に勤めていますので、ハンセン病問題との接点はありません。したがって特に取り組んでいません。自他の人権は大事だからねという話を自分の子どもにはしていますが、ハンセン病問題学習の成果というのはそれぐらいですね。こう話された点でした。情報があればそういうことはないのではないのでしょうか。いろいろな接点があるという情報が入っていれば、その情報を使って、自分なりの取組みができたのではないのでしょうか。熊本県ではそういうことは多分ないと思うのですが、全国的にはなかなかそういう情報が十分に周知されていないので、どうしても自助努力で情報を集めなければいけない。集められないとすると接点がないということになる。せっかく学んだのに、宝の持ち腐れみたいになってしまう。行動変容と言われますが、学習を具体的な行動に生かしていくためには、そのための情報の入手が必要で、この情報発信も教育啓発、研修には欠かせないのではないかという気がします。そういう情報も盛り込んでいくというのが大事ではないかなと思います。

今の県のご報告だけではなくて、それ以外のハンセン病問題のことについてもご意見、ご発言があれば、頂戴できたらと思います。

(大瀨委員)

先ほどから小中高生ですね、その方々にいかに自分ごととしてわかってもらおうかというお話があったので、ハンセン病に関わるという話ではないのですが、先ほどご紹介させていただいた12月に行ったイオンモール熊本での啓発の中で今回新しい試みとして、高校生にボランティアを協力してやっていただきました。やはり最初は結構緊張してどういう形でやればいいのかなどという感じだったのですが、やっていくに従って自分たちが積極的に能動的にこういう形でやったらどうかとか、楽しんでやっていた感じが見受けられたのです。やはり、いろいろ主体的にこういうことを構えてやるというのもそれもひとつなのかもしれないのですが、そういったボランティアという形で軽い気持ちで入って、なおかつそういう人権に触れることによって、それを学ぶ身近に感じるというところも副次的にあるのかなというのは今回感じたので、今回初めての試みというところで、なかなかそういうところが十分に発揮できなかった部分があるのですが、今後も続けていって高校生とか、何だったら中学生でもこういった楽しんで人権に触れることによって、そういった意識を醸成するというのもひとつの手かなと感じたのでご報告させていただきました。以上です。

(遠藤委員)

この問題だけではなくてということで、委員長からお話があったので、内田先生が前回の啓発推進委員会でお話くださったことは結局、家族裁判の後で厚労省だけではなくて、法務省も文科省も共同に責任があるのだということで、3省は、それぞれ課題を持っているのだということになりました。この熊本県の推進委員会というのは、すでにその法務局に入っているし、教育関係も入ってくださっています。そもそも熊本県の健康づくり推進課が主管ですから、全国でこういうものを作りたいと思っているものを熊本ではこういう形ですでに実現していて、こういう形で議論ができているのは、誇らしいことだと思っていけないことではないかなと思います。そして、今日のお話でも委員長からいろいろまたここが大事な課題だというお話もありましたけども、そういう形でこのP

DCAサイクルも見事に回ってきて、どんどん活動が広がって充実できているなどというのが、正直言って私の実感です。少し違うかもしれませんが、内田委員長に何かをフォローしていただければ。

(内田委員長)

県では、恵楓園や法務局とか、いろんなところと連携して、全国でもトップという形でハンセン病問題の解消、解決に向けて取り組んでいただいている。そういう思いが毎回強くいたします。県の取り組みについて、この委員会が少しでもお役に立っているとすれば、委員を務めさせていただき、本当にありがたいことだ。私だけではなくて、すべて委員の方々も、皆さん、そう思って委員会にご出席いただき、ご発言いただいているのではないかなと思っております。他にご発言ございますか。

(中委員)

内田先生にお聞きしたいのですが、前回の推進委員会議事録を一応読んではいらっしゃるのですが、国の方の三省会議の啓発推進委員会の進捗状況は、報告書は意見出されたのですよね。その後もみんなでいろんな協議をして、具体的なものが出てきていますかね。

(内田委員長)

詳しいことはわかりませんが、作業部会というのができて、その下に普及ワーキングチーム（主として厚労省）、教育ワーキングチーム（主として文部科学省）、啓発ワーキングチーム（主として法務省）の3つのワーキングが置かれて、議論を始めたと聞いております。

それから、それとは別に、施策検討会の最終報告書で提言された市民への意識調査を今年度やっていて、来年度も引き続き、同じような項目で意識調査をすることになっていると聞いております。

(中委員)

先生ご存じの通り、ハンセン病療養所の全国13の入所者も昨年5月で、710名となくなってしまっていて、私も療養所を退所した人の方が逆転したのです。870人おるわけで、初めて昨年度入所者と退所者の数が逆転しました。そして、入所者の平均年齢が87歳ぐらいですよ。それで、退所者の方は77.7歳。約10歳程度若いということなのですから、国の方の啓発推進委員会がどういう具体的な啓発を考えておられるのかという、それこそ私たちにとっては将来構想どころではなくて、もう今が将来なのですよ。もう後がない年齢に来ております。ですから、このことはもう本当に多くの入所者と退所者、それに家族もどうしたら私たちがハンセン病関係に、その当事者であり、家族であり、そういった人たちが社会で安心安全に暮らせるときはいつ来るだろうということなのです。はっきり言うてもう時間がありません。ですから早くして欲しいのはやまやまですけれども、この偏見差別の問題というのは、なかなか1年や5年では解消されない問題だと私も実感しております。2001年の勝訴判決のとき、福岡の弁護士が「中さん。ハンセン病問題は、隔離の時代が90年あったわけだから、これから90年かけて作り上げたこの偏見や差別をなく

していくには、これからまた90年かかるという思いで生きていかないかんよ」ということを言われたのを今も覚えています。だけど、この年齢からして90年生きるわけにはいかないです。せめて、あと何年生きられるかわからないけど、私のように仲間たちがこうして皆さんの前で話ができるような世の中になって欲しいということはもうつくづく考えます。私でさえも自分の仲間の家に訪ねて行かれないのですよ。「来てくれるな、隣の人たちに見られたら、中さんが新聞やテレビでよく出ているから、自分がハンセン病だったこと、恵楓園にいたことがわかってしまうから来てくれるな」なんて言われるのはとても辛いです。用事があって、その人の家のそばまで行って電話して、道の駅まで出てきてもらったり、そういう状態なのです、現実が。本当に私自身は菌痒いです。「もう堂々と生きていったら生きやすいよと、肩の荷が下りて気楽に生きていける」なんて僕が言うと、「あんたみたいにはいかんと、あんたは特別だよ」と言われるのですよね。「国民の皆さんにハンセン病問題をすべての人に理解してもらおうのを待っていたのではいつになるかわからないから、自分が変わらないとどうしようもないよ」とまで私は言うことがあります。だから、本当に啓発推進委員会まで作ってもらっていろいろ検討してもらってありがたいことですが、現実にはいつになったらいいのかなあという思いでおられると思いますよ。

(内田委員長)

熊本県が行っておられるような取組が全国各地で展開されれば、状況は非常に大きく改善されると思うのですが、まだまだ熊本でおやりいただいているようなことが全国各地で展開されていないものですから。できるだけ全国各地で展開するようになればと願っているのですが。

(中委員)

もう6年ぐらい前ですが、まだコロナ禍になる前ですけども、それまで厚労省では47都道府県の自治体のハンセン病に携わっている担当者会議が毎年2月にあったのです。それに私もたった20分ですけども、退所者の現状と課題を話してくれということで、行って話したら、その時に私は熊本県の取り組みを、まだ啓発推進委員会はありませんけれども、熊本で起きたホテルの宿泊事件の問題、それとハンセン病裁判が熊本であったこと、このことで報道機関が毎日のように報道してくれて、県民の皆さんがハンセン病に対する関心ですね、だんだん良くなったような気がします。私が社会復帰をして感じているところは、この2つのことが熊本で起きたから、報道することをイヤでも見たり読んだりしなきゃいけないぐらいやってくれました。熊本県ほどハンセン病問題を取り上げて報道している県はないですね。恵楓園でちょっと行事があったことでも新聞に書いてあるから、今日みたいにテレビ局が来たりして応援してくれたりしている。この積み重ねが、今日の熊本県で住みやすい社会になってきつつある状況にあると思うのです。ですから、私たち当事者も声を上げて、自分たちの状況を周囲に伝えられるような勇気も必要だなあと思っています。

(内田委員長)

ありがとうございます。時間がオーバーしていますが、最後に太田委員からご発言があれば、お聞きしたいと思います。よろしいですか。

それではそろそろ時間が来ましたので、事務局の方にマイクをお返しさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

内田委員長、議事進行を本当にありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましては、様々な貴重なご意見そして長時間のご議論等、大変お疲れ様でした。次回の委員会は10月頃を予定いたしております。詳細な日程等は後日調整させていただきますので、改めましてよろしくお願いいたします。

それでは、以上で第18回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会を終了いたします。